

A Defence of Ryme の二重性

詩論とジェイムズ 1 世への上申書

恩田 佳代子

Samuel Daniel (1562 – 1619) は Wordsworth や Coleridge あるいは H.D. Thoreau などの作品に引用され、C.S. Lewis は「その時代の最も興味深い文人である」と評価しているにも関わらず、研究対象として見過ごされている傾向にある。とりわけ、ラテン韻律回帰運動における一連の流れに終止符を打ったとされる Daniel の詩論 *A Defence of Ryme* (1603) に関しては、17 世紀英文学の批評書等でその内容が紹介されることはあっても、Daniel という詩人の本質や執筆の意図あるいはその背景にある社会までもを含めて言及されることはない。本発表では、Daniel の詩論が 1603 年、つまりエリザベス朝期からステュアート朝期への移行期に書かれたものであること、そして同年に君主の御前で読まれた称賛詩 *Panegyrike Congratulatory* との間に共通して見いだされる Daniel の保守的な考えに着目し、詩論が政治論として機能している一面を考察することを目的とする。

詩論に着目した背景には、Perry が Daniel の称賛詩の表紙にエリザベス前女王が好んだモットー、“semper eadem (always the same)” が刻まれていることを指摘したことにあつた。Perry は称賛詩で新国王に対し「改革 (innovation)」を避けるべきであると助言する保守的な姿勢をみせた Daniel の主張がモットーに反映されていると述べている。しかし、Daniel は一語一句の誤りを許さず、検閲を恐れた綿密で入念な作家であり、このモットーが James 国王の治世の幕開けにおいて前女王を彷彿させる鍵語となることを Daniel が見落とすわけがないとする疑問が残る。また、このモットーが刻まれた 1603 年版には、称賛詩の他に、Daniel が 6 人のパトロンに宛てた書簡集 *Certain Epistles*、叙情詩 *The Passion of a distressed man*、そして *Defence* が集録されており、それらの作品と表紙のモットーとの関係性に Perry は言及していない。書簡集は 1601 年にすでに出版されており、新たに書き下ろした作品と共に再版する意味を考察する必要があるが、叙情詩も含め本発表では対象とせず、まずは詩論とモットーとの関係性に焦点を絞った。

Defence には主に 2 つの特異性がある。一つに、この作品は一般読者への序文があり、「親友であり、学識ある紳士に宛てた私的な手紙」(127) として William Herbert に綴ったものとしての体裁が取られ、ホラーティウの『詩論』のように、手紙の中で展開されている点である。1603 年版に収められた全 4 作品は、各々の作品が誰に宛てられたものであるかは明確であるが、出版に際して特定の誰かへの献辞はない。献辞がないことは、当時「職業詩人」としてパトロンからの支援のみが収入源であった Daniel には非常に珍しいことである。

もう一つの特異性は、Daniel が “custom” という語に執着した点である。これは、Campion が実証的且つ体系的に論じた *Observations in the Art of English Poesie* (1602) の中で、押韻は低俗で非芸術的な因習と揶揄し、古の習わしを復活させるべきである、という主張の際に言及していた。Daniel はこの語に狙いを定め “Custome that is before all Law, Nature that is about all Arte” (*Defence*, 131) として、慣習があらゆる法に先んじていたと主張し押韻の文化を正当化する。Daniel は「慣習」の正当性を各々の国の歴史や伝統、風習を例に取り論じていくが、その中で “commonwealth”、“government”、“law of nature” など、国の統治に関連する語を多用する。例えば、Campion が提示した詩型のルールに対し、Daniel は「賢明な民はイノヴェーションよりも現行の法としきたりを守ることを教えてきた」(146) と主張した後、「彼のような暴君の再来によりその王の気まぐれで法が変えられてしまうとすれば、という仮定法に続いて “To whom should we obey?” (149) と読者に問う。このような政治、法律に関する言及の背景には、イングランド人にとって「外国」とみなされていたスコットランドの王がイングランドを支配することになった現状を語っているのだろう。すでにイングランド国内では James が絶対君主制および王権神授説を唱えた *The Trew Law of Free Monarchies* (1598) が流布していた。James はモナルコマキ (暴君放伐論) に抵抗して、国王は法の上に君臨し神以外から裁きを受けることもない (54-5, 62-4) とする考えを示している。これは、イングランドの伝統的な国政観である「コモン・ロー」(国民の一般慣行の準則で成り立ち、人為的に変更することができないとされる) を無視した専制政治体制であり、新たな国王の政治観への不安を助長させるものであった。

実際、Daniel はイングランド社会を例に挙げ、この国が君主と国民の同意によって、そして自然が定めた法則によってコモンウェルスを築いてきた (*Defence*, 145-6)、としてイングランドの国政観を保持している。また、称賛詩でも “We shall continue and remaine all in one./ In Law, in Iustice, and in Magistrates;/ Thou wilt not alter the foundation/ Thy ancestors haue laid of this Estate./ Nor grieue thy Land with innouation,...” (*Panegyrike*, 30, 1-5) のように、予期される国の政策の「改革」に対して抵抗の意思表示が刻まれている。Daniel は詩論において、

“custom”という語で文化と政治の両義性を表していた。このように、詩論もまた「反・改革」の精神が共通しており、表紙のモットー“semper eadem”と呼応していることがわかる。

さらに、*Panegyrike* と *Defence* での「河川の流れ」のイメージを考察することで、改革に抵抗を示す Daniel の態度が一層明らかになる。Daniel は英国の繁栄を願うとき、他の作品において自身あるいはイングランド国民を「川」に擬し、かつ境界線を越えて他の国に流れ込むという表現方法をしばし用いた。Ferber によれば、人が川を渡る描写は聖書においてイスラエルの民がヨルダン川を越えて「約束の地」に赴くことの奇跡（ヨシュア記 3：14-17）を想起させる重要な意味を呈しており、「川」は平和のシンボルであるとともに、法に忠順である態を示すとされる（170）。Daniel は *Defence* において“river”の代わりに“stream”と“current”を巧妙に駆使し、二つの意味を区別した。両者とも「韻律の流れ」を表す際に用いるのだが、前者は英詩の抑揚のある調べと押韻の正当性を述べる際において“fair stream”（153）とし、「正」の意味を持たせた。一方、後者ではラテン韻律の抑揚に欠ける調べを“shallow current”（153）とした。“current”には *OED* の定義 2 “The action or condition of flowing; flow, flux (of a river, etc.); usually in reference to its force or velocity” のように流水の力強く速いこと、に加えて、定義 6 と *Shakespeare Lexicon* に共通する概念として、ある一定方向への進展、あるいは動向（“progress”）という意味がある。現に、Daniel が“current”に良いイメージを与えていないことは、慣習が勢いよく変化する流れ（“the current of custome”）（129）に自身が引き合わされてしまった境遇を嘆く節からも明らかとなる。こうして、Daniel が“current”だけを単独で用いた際、単にそれは「流水・流動」という意味以外の含みがあることをこの詩論では教えてくれている。

上記を踏まえ、*Panegyrike* で “...this continued current of our loue / Runnes thus to thee, all with so swift a pace;”（11, 2-3）と Daniel が国王に述べるとき、表面的には Daniel あるいはイングランド国民が抱く前女王への愛と変わらぬ「流れ」が新国王へ素早く注がれるだろうことを示す。一方で、国王の振る舞い次第で国民の好意は「変化しうる」という一種の警告のような含みが込められていることがわかる。韻律の不都合から“stream”を排した可能性も否めないが、あえて“current”を用いたことは国王に対する警告のようなもので、先の Ferber の川に関する指摘にあるように、平和のシンボルや、法に忠順である態を願うことと相まって表されている。

Daniel は *Defence* において、文化には「慣習」という歴史的遺産に絶対の権力があるとし、伝統を覆して改革を押し進めるための文化的抵抗として押韻の正当性を訴えた。さらには詩論の域を超え、イングランドの政治体制を遵守するよう「上申書」としてその願いを込めていた。表紙のモットーの採択に出版者の意向が最も強く反映されているのか、または詩人からの要請によるものであるかを検討する必要があるが、“semper eadem”は少なくとも称賛詩と詩論の主題として機能していることが確かめられる。また、「私的な手紙」との体裁は、詩論が文化の革新に対する単なる個人の抵抗論に過ぎないと自己防衛を図るためであったかもしれない。さらに、2 作品は独立した作品であるとし、そのつながりを遮断させ、Daniel が国王に対して警笛を鳴らしていることに気がつかれないための策であったかもしれない。今後は 1603 年に収められた全 4 作品の関連性と、各々そして全体の真の主題を追求していきたい。

註

¹ 1603 年に 2 つの版が出版された。1 つ目は、称賛詩と書簡集のみで編纂されており、2 つ目には冒頭で記した 4 作品が収められている。*EEBO* で確認できる後者の版には、表紙のすぐ後に Edward Seymour, the Earl of Hertford への献辞があるが、そこで使用されていた装飾絵は 1605 年以降に用いられたものであると確認されているため、実際はこの献辞は 1605 年以降に挿入されたと考えられている。

テキストと主要参考文献

Daniel, Samuel. “A Defence of Ryme”. *Poems and A Defence of Ryme*. Ed. Arthur Colby Sprague, Harvard UP, 1930.

_____. “A Panegyrike Congratulatory Deliuered to the Kings most excellent maiesty at Burleigh Harrington in Rutlandshire”. *The Complete Works in Verse and Prose of Samuel Daniel*. Ed. Alexander B. Grosart, vol. 1. 1885

Ferber, Michael. *A Dictionary of Literary Symbols*. vol. 2, Cambridge UP, 2007. *EBSCOhost*.

James I. “The Trew Law Of Free Monarchies: OR The Reciproock and Mutuall Duetie Betwixt a Free King, and His Naturall Subjects”. *The Political Works of James I*. Edited by Charles Howard McIlman, Russell and Russell. 1965.

Perry, Curtis. *The Making of Jacobean Culture: James I and the Renegotiation of Elizabethan Literary Practice*. Cambridge UP, 1997.